

福祉部

福祉部

福祉総務課

障がい福祉課

高齢者支援課

地域包括ケア課

部の役割

市民生活のあらゆる場面において、社会福祉の増進に関する業務を行っています。

主な内容としては、

- ・生活困窮者の支援業務(生活保護の業務など)
- ・障がい者の支援業務(障害者手帳に係る業務など)
- ・高齢者の支援業務(介護保険事業など)

基本方針

誰もが住み慣れた地域において、安心して幸せに暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、自助・互助・共助・公助の連携を図り、「地域福祉」の向上を推進する。

重点事業

- ① 生活困窮者自立支援事業の実施(福祉総務課)
- ② 子どもの学習・生活支援事業の実施(福祉総務課)
- ③ 障がい者自立支援事業の実施(障がい福祉課)
- ④ 手話推進事業の実施(障がい福祉課)
- ⑤ 高齢者保健福祉事業・介護保険事業の実施(高齢者支援課)
- ⑥ 高齢者等安心見守り支援事業の実施(地域包括ケア課)

各重点事業の詳細

① 生活困窮者自立支援事業の実施(福祉総務課)

生活に困窮している人などの自立を包括的かつ継続して支援するため、自立相談、家計改善、就労準備、住居確保給付金支給の各支援を行う。

② 子どもの学習・生活支援事業の実施(福祉総務課)

経済的な理由により十分な学習機会を得られない子どものいる世帯に対し、家庭生活支援相談員による学習支援や生活相談支援等を行う。

③ 障がい者自立支援事業の実施(障がい福祉課)

身体・知的・精神障がい等のある人が利用する障害福祉サービスに要する費用について、給付費等を支給することにより、障がいのある人の在宅生活及び施設生活の向上を支援する。

④ 手話推進事業の実施(障がい福祉課)

石狩市手話基本条例に基づき、手話の理解を市民に広め、普及啓発を図るとともに、手話が使いやすい環境づくりを推進する。

⑤ 高齢者保健福祉事業・介護保険事業の実施(高齢者支援課)

住み慣れたいしかりで健康で生き生きと安心して暮らすために、医療の疾病予防・重症化予防と介護の生活機能の改善を一体的に取り組む。

⑥ 高齢者等安心見守り支援事業の実施(地域包括ケア課)

独居等高齢者が不安なく暮らせるよう、急な疾病や事故等で意思表示や安否確認ができなくなったときに備え、緊急連絡先や終活情報の登録等を行う。